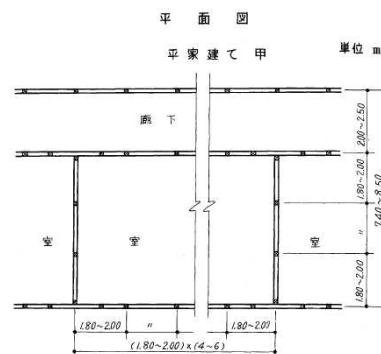


木造校舎の構造設計標準の在り方について 報告書(概要)

現行の木造校舎の構造設計標準(JIS A 3301)の概要

- 一定の計画・条件での木造校舎の構造法を規定
 - ・平屋・2階建て、片廊下型を基にした4種類の平面形状、6種類の荷重条件など
- 昭和31年に制定され、昭和58年改正以降大幅な見直しは行われていない



木造校舎を取り巻く現状と課題

- 学校施設への木材利用の現状と取組
 - ・木造での整備は約15%
 - ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行
 - ・学校施設への木材利用の意義:学習環境の改善、地域コミュニティの形成、地球環境の保全、地場産業の活性化など

公立学校施設の各年度における整備状況の推移

	H21'	H22'	H23'
木造施設の割合	12.4%	14.9%	15.2%

- 学校施設の今日的課題
 - ・安全・安心な学校施設、学習活動等への適応、環境への適応
- 大規模な木造建築物の現状と課題
 - ・木造建築物に関する技術の進展
 - ・大規模な木造建築物の経験のある技術者が少ない

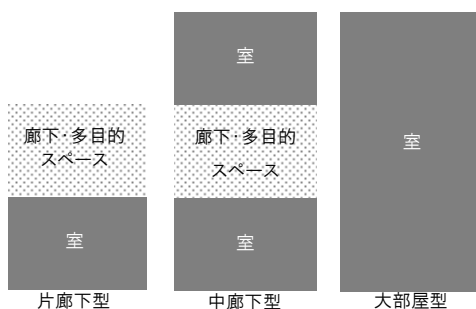


木造校舎の構造設計標準(JIS A 3301)の在り方

- JIS A 3301 について、現在の木造校舎を取り巻く現状と課題に対応した改正を行う
- 改正する JIS A 3301 の目指すものは次のとおり
 - ・大規模な木造建築物の設計経験のない設計者等が、木造校舎の計画・設計時に活用できるものとする
 - ・木造校舎の計画・設計における多様性を確保できるものとする
 - ・木造ならではの魅力ある造形や空間を実現できるものとする

《JIS A 3301 に規定する木造校舎》

- ・教室との一体利用が可能な多目的スペースにも対応可能なものとする
- ・材料・構法等については、特殊なものではなく、どの地域でもある程度の対応が可能なものとする
- ・建設コストについては、可能な限り割高にならないように配慮する
- ・ユニット(単位教室部分)を規定する。ユニットの平面形状は、片廊下型、中廊下型、大部屋型とする



○JIS A 3301 改正に合わせ、技術的資料を整備する

- ・木造校舎の計画・設計に関する技術的事項など
- ・JIS A 3301 を用いた設計例(構造計算例含む)及び JIS A 3301 を応用する場合の留意事項